

伊平屋村新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援事業
Q&A（令和4年4月1日）

・本 Q&A は、令和4年度における伊平屋村新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援事業の取り扱いを明確化するため確認に必要な質問・回答を明記したものです。

目次

- ① 事業概要
 - 1-1 支援金の目的について
 - 1-2 支援金の支給対象範囲について
 - 1-3 支援金の額について
 - 1-4 支援金の交付対象期間について

- ② 申請方法・受給方法について
 - 2-1 申請書の受給方法について
 - 2-2 必要な添付書類について

1-1 支援金の目的について

本支援金は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、就学児童・生徒および保育園児等が陽性および濃厚接触者により、自宅で健康観察を行うため保護者の方が「自宅療養を余儀なくされた子育て世代」の方を対象に休暇の取得がしやすい環境を創出し、二次感染等による感染拡大を抑制することで村民の日常生活を維持するため真に生活の支援を必要としている世帯へ一定の支援金を給付するものです。

沖縄県内では、令和4年1月4日以降、第6波となる新型コロナウイルスの感染拡大の影響があったことを受け、沖縄本島のみならず離島地域の方も医療機関である病院・療養先のホテル等への受入れが困難になったことで、自宅療養の措置にならざるおえない状況が発生しました。このことから、本村では、自宅療養を余儀なくされた子育て世代へ、日中家にいる時間が長時間になることや、食料費・光熱水費等の増加、日頃経験したことのないストレス（仕事に行きたくてもいけない状況や収入への不安、新たな生活様式の中での必要物品・食料確保等）の負担軽減を図るため本村独自で支援することとしました。

1-2 支援金の支給対象範囲について

本支援金の支給対象者は、児童・生徒または保育園児等の子育て世代であり、北部保健所または伊平屋村からの通知を受け、「自宅療養を余儀なくされた場合」に限ります。（「陽性」の判定を受けた方におかれては、厚生労働省がご案内している「傷病手当金」に該当する可能性がございますのでご確認・お問合せください。）また、厚生労働省が発表する労働基準法第39条による「年次休暇」等の取得が困難な職種を対象としていますので、「支援金対象者

の範囲イメージ図」を参考に併せてご確認ください。

例：年次休暇が10日以上ある場合 → 対象外（公務員等の世帯は対象外です）

例：年次休暇が10日以下の場合 → 対象（日雇い・一次産業従事者... 等）

1-3 支援金について

支援金は、自宅療養期間に応じて上限 64,000円（10日間）です。

参考として1日あたりの算出は、沖縄県の最低賃金 820円（令和3年10月8日時点）を適

用しております。 例：820円×7.75h = 6,355円 ≒ 6,400円

1-4 支援金の交付対象期間について

対象期間は、令和4年4月1日以降、自宅療養等の措置が必要となった世帯です。

2-1 申請書の受給方法について

伊平屋村役場ホームページから様式をダウンロードするか企画財政課までお問合せい

ただき、希望される方へ住所・氏名・電話番号をご確認の上、申請様式を送付致します。

2-2 必要な添付書類について

「本人確認ができる写し」、「振込口座が確認できる写し」、「勤務の実態が確認できる労働条件通知書等の写し（書類がない場合は様式「誓約書」の提出）」、「自宅療養期間が確認出来る資料（ない場合は企画財政課から保育園または小中学校へ出席確認等の照会を致します）」

が必要になりますのでご準備ください。詳しくは申請書に必要な添付資料の内容が記載されておりますのでご確認ください。